

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(アスベスト関係の抜粋) 及びその解説

## (定義)

**法第2条** この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固体状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

## 2・3 (略)

**4** この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

(略)

**5** この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

## 6 (略)

**施行令第2条の4** 法第2条第5項（ダイオキシン類対策特別措置法第24条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

～ (略)

特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）

イ～ホ (略)

へ 廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの（輸入されたものを除く。）別表第3の1の項に掲げる施設において生じたもの（輸入されたものを除く。）及び輸入されたもの（事業活動に伴つて生じたものに限る。）であつて、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）

ト～ン (略)

～\_\_ (略)

## <解説>

ここでいう「建築物その他の工作物」とは、社会通念としての建築物であり、工作物構築物を含みます。ここでいう「石綿建材除去事業」とは、建築物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいいます。

**規則第1条の2** (略)

2～6 (略)

**7** 令第2条の4第5号への規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

建築物その他の工作物（次号において「建築物等」という。）に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿

建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの

イ 石綿保温材

ロ けいそう土保温材

ハ パーライト保温材

二 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

令別表第3の1の項に掲げる施設において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの（輸入されたものを除く。）

前号に掲げる特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの（輸入されたものを除く。）

石綿であって、集じん施設によって集められたもの（事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る。）

— 廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの（事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る。）

8～53 （略）

<解説>

規則第1条の2第7項第2号二の「同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材」については、密度が $0.5\text{g}/\text{cm}^3$ 以下のものであって、軽く接触したり、気流があつたりするだけで、材料に含まれる石綿が空気中に飛散するおそれのあるもので、粉体状のもの、若しくは感覚的には手で容易にもみほぐすることができるものが相当するとされています。これに該当するものとしては、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材のほか、けい酸カルシウム保温材等があります。

（特別管理産業廃棄物保管基準）

法第12条の2 （略）

2 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

<解説>

廃石綿等は、再飛散の危険を極力少なくするため、積替えを行わず、処分施設に直送することが原則とされています。

規則第8条の13 法第12条の2第2項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

～ （略）

特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

イ～ハ （略）

二 特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあつては、梱包すること等当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置

ホ (略)

**<解説>**

「梱包すること等当該廃石綿等の飛散防止のために必要な措置」とは、湿潤化させる等の措置を講じた後、十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包し、又は、固形化することにより飛散防止を図ることをいいます。廃石綿等を入れる耐水性の材料には、十分な強度を有するプラスチック袋（厚さ0.15mm以上のものが望ましい。）又は堅牢な容器（ドラム缶等の密閉容器）があり、固形化とはコンクリート等による固形化のことをいいます。

**（特別管理産業廃棄物の処理の委託）**

法第12条の2 (略)

2～4 (略)

5 事業者は、その特別管理産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第7項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

6 事業者は前項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

7 事業者は、前二項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8～14 (略)

**（特別管理産業廃棄物管理責任者）**

法第12条の2 (略)

1～7 (略)

8 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かななければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

9 前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。

10～14 (略)

**<解説>**

1 事業者は、廃石綿等を適正に処理するために、廃石綿等が生ずる事業場ごと（解体工事現場等の建設現場を含む）に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、廃石綿等の取扱いに関し管理体制を整備しなければなりません。特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃石綿等の排出から最終処分までを適正に管理する要となるべき者であり、委託処理を行う場合の業者の選択、契約、特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理などについても、管理体制の要となるべき者です。

**2 石綿建材除去事業における排出事業者は、原則として元請業者が該当します。建設工事等において関係者が多数いる場合には、廃棄物処理についての責任の所在が曖昧にならないよう、実際の工事の施工は下請業者が行っている場合であっても発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとしています。**

**(産業廃棄物管理票)**

**法第12条の3** その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。)は、その産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。第12条の5第1項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合(環境省令で定める場合を除く。)には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)を交付しなければならない。

2 前項の規定により管理票を交付した者(以下「管理票交付者」という。)は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

3～5 (略)

6 管理票交付者は、前三項又は第12条の5第5項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

7～11 (略)

**<解説>**

特別管理産業廃棄物を含め、産業廃棄物を排出する事業者は管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。また、法第12条の3第2項の規定により交付した管理票の写しの保存期間は規則第8条の21の2において5年間、また、法第12条の3第6項の規定により管理票交付者が送付を受けた管理票の写しの保存期間は規則第8条の26において5年間とそれぞれ定められています。